

身体障害者に対する適性試験（運動能力）の実施要領について（概要）

（令和元年11月21日 鹿免試第166号）

本通達は、身体障害者に対する適性試験（運動能力）の実施に関し、その実施方法及び実施結果に応じ、付与する免許の条件について必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 適性試験の対象、適性試験の方法
- 免許の条件等の判断基準
- 免許の条件の解除又は変更

等である。